コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　　SIGMAKOKI CO.,LTD.

最終更新日：2017年9月1日

シグマ光機株式会社
代表取締役社長 近藤　洋介
問合せ先：管理本部長　菊池　健夫
証券コード：7713
http://www.sigma-koki.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、「光産業を通じ、社会に貢献する」という経営理念の下、「絶えまない技術革新により、お客様へ価値ある製品を提供する」、「適正な利潤を得る事で、株主の皆様へ還元を行うと共に、社員の幸福を実現する」、「常に地球環境を意識した経営を行う」ことを推進しています。
この理念に基づき、当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対する経営の透明性を確保するとともに、コンプライアンスを重視した経営を展開することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としています。
そのために、コーポレート・ガバナンスに対する全役職員の認識を深めるとともに、企業としての信頼性を高め、ひいては企業の永続的な発展と企業価値の向上を目指しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
浜松ホトニクス株式会社	1,000,000	12.80
森　りょうニ	723,200	9.25
シグマ光機取引先持株会	399,200	5.11
シグマ光機従業員持株会	262,700	3.36
株式会社埼玉りそな銀行	203,000	2.59
富国生命保険相互会社	200,000	2.56
株式会社サンライズクリエート	164,800	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	155,500	1.98
杉山　大樹	131,100	1.67
株式会社三井住友銀行	110,000	1.40

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

該当事項はございません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	5 月
業種	精密機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、直前事業年度末並びに本報告書の提出日現在において、親会社、支配株主及び上場子会社等に該当する事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林　祐二	他の会社の出身者							○	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林　祐二		浜松ホトニクス株式会社 理事・電子管事業部電子管技術部長 当社の取引先であり主要株主の浜松ホトニクス株式会社の社員でありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略いたします。	長年にわたって光学業界において事業に携わり、光学に関する幅広い知識を活かした第三者的立場から、当社取締役会の意思決定の妥当性及び正確性を確保するための助言及び提言をいただけるものと期待し、選任いたしました。なお、浜松ホトニクス株式会社は、当社の主要株主でありますが、当社の自主性・自律性を尊重しており、当社の意思決定を拘束するものではありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

期末及び各四半期末等において監査役と会計監査人が会合を持ち、監査状況並びに結果についての意見交換を行なっています。
常勤監査役は、毎月開催の定例取締役会や臨時取締役会に出席するとともに、社内の重要な会議に出席して取締役の業務執行を監視しています。
その他の監査役は、適宜取締役会や重要な会議に出席して、専門的立場からの監視を行なっています。
また、監査役と内部監査室が連携して、定期的に各執行部門の内部監査を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
南雲　幸一	他の会社の出身者									○	○			
野崎　誠	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南雲　幸一		浜松ホトニクス株式会社 管理部 総務部長　兼 法務グループ長 当社の取引先であり主要株主の浜松ホトニクス株式会社の社員でありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略いたします。	総務・法務部門での経験を活かした第三者的立場から経営をモニタリングいただけるものと期待し、選任いたしました。 なお、浜松ホトニクス株式会社は、当社の主要株主でありますが、当社の自主性・自律性を尊重しており、当社の意思決定を拘束するものではありません。

野崎　誠	○	当社との特記すべき関係はありません。	長年にわたって税務に関する職務に携わっており、その経歴を通じて培った専門家としての財務・会計に関する高い専門知識と経験に基づき、税務・会計的観点から経営をモニタリングいただけるものと期待し、選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1名

その他独立役員に関する事項

平成29年8月30日付で当社社外監査役に就任した野崎誠氏を、独立役員として選任いたしました。長年にわたり税理士としての職務に携わっており、その経歴を通じて培った専門家としての財務・会計に関する高い専門知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性について、客観的・中立的にモニタリングいただけるものと期待し、選任いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績ならびに本人の活動状況を勘案して取締役賞与を決めているために実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び招集通知(事業報告)において、役員報酬については取締役、監査役及び社外役員別に総額を開示するとともに、併せて監査報酬を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役については、管理本部が全般的にサポートしています。
管理本部は、社外取締役あるいは社外監査役からの照会に応えるとともに、必要資料の送付などを行なっています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)会社の機関の内容

ア．当社の取締役会は、社外取締役1名を含む4名体制です。そして、経営責任の明確化を図る観点から、平成13年より取締役の任期を1年に短縮しています。取締役会規則に基づき、毎月定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。
当社では、社外取締役1名を選任するとともに、監査役会(社外監査役は2名)が一体となって、経営の監視ならびにチェックを行っています。
社外役員のサポートとしては、管理本部が事務局となり、資料の提供や各種質問への回答を行っています。

イ．平成29年8月、社外監査役に選任された野崎誠氏を独立役員に選任しました。
これは、同氏のこれまでの税理士としての職務を通じて培った専門家としての財務・会計に関する高い専門知識と経験により、当社経営全般に亘る客観的・中立的なモニタリングと妥当性・適正性に対する的確な意見具申等の社外監査役としての活動が期待されるとともに、

独立役員制度の趣旨に十分合致すると判断したためです。
ウ．平成１５年から執行役員制度を導入し、迅速な意思決定並びに業務執行を行なうとともに、取締役会の監督機能の強化を図ることとしています。執行役員は、適宜取締役会あるいは主要会議で執行状況の報告を行なっています。
エ．その他、平成１８年より経営幹部（常勤取締役・執行役員及び一部職員）による経営幹部検討会を設置し、取締役会付議案件の事前審議あるいは懸案事項の部門間調整や情報交換等を行うとともに、取締役会の決定方針に基づく具体的な執行戦略あるいは重要な執行案件について審議や意見交換を行なっております。

（2）内部統制システム
ア．平成１８年５月に内部統制システム構築の基本方針を策定し、全社への浸透・定着を推進しております。さらに、平成２７年７月には、会社法の改正に伴い、内部統制システムの更なる向上を目指して、同方針の改訂を行っております。
イ．平成２１年５月期から、内部統制システムを本格実施しております。
ウ．社長直属の独立機関として、社内各部門の業務監査を行なう内部監査室を設置しています。
エ．管理本部は、取締役会の事務局として社内各部門の業務執行について適宜報告を受けるとともに、リスク管理全般及びコンプライアンス管理全般に取り組んでいます。
オ．その他顧問弁護士等から、コーポレート・ガバナンス体制や法律面等についての公正かつ適切な助言、指導を受けています。

（3）リスク管理体制の整備の状況
ア．当社は、業務が適正に遂行されていること及び役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、内部統制システム構築の基本方針を策定し、その推進・定着に努めております。
イ．管理本部は内部統制システムの事務局機能として、各事業部門の業務執行について適宜報告を受けるとともに、コンプライアンスの監視に努めております。
ウ．リスク管理については、リスクマネジメントに関する規定等に基づき業務を担当する各部門が業務執行及び財産に係るリスクを認識・把握するとともに、管理部門を中心として組織横断的なリスクへの対応を図っていきます。

（4）内部監査及び監査役監査、会計監査の状況
ア．内部監査は、監査役と連携して、執行部門から独立した社長直轄の業務監査部門である内部監査室により、定期的に実施しております。
イ．監査役監査は、常勤監査役（1名）及び非常勤の社外監査役（2名）の3名により実施しております。監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、監査役会が定めた監査計画・業務分担などに従い、取締役の経営戦略の意思決定及び業務執行状況について、監査を行っております。
ウ．会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任し、監査契約を締結しています。なお、当期における当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名は、次のとおりです。
　指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　芝田雅也
　指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　森竹美江
なお、第1四半期から第2四半期までの四半期レビューについては、芝田雅也氏及び松田道春氏が業務を執行し、その後、松田道春氏から森竹美江氏に交代しております。
上記の両名とも、継続監査年数が7年を超えないため、継続監査年数の記載は省略しております。又、監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他3名であります。
ウ．監査法人と監査役とは、監査の状況等の確認や意見交換のために、定期的に会合を開いています。

（5）役員報酬・監査報酬
当期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬並びに監査法人に対する監査報酬は、以下のとおりです。
ア．役員報酬：　取締役に支払った報酬　93,215千円
　監査役に支払った報酬　6,165千円
※上記支給額には、使用人兼務役員の使用人給与相当額は含めておりません。
イ．監査報酬：公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬　28,500千円
上記以外の非監査業務に基づく報酬　0千円

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」に基づき、前述のとおり、当社のこれまでの歴史・風土や現状の業務形態等を勘案し、経営の透明性を確保する上でも、この体制が最も実効性があると判断して、現状のコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。
当社は、前述の体制を推進することにより、経営判断の合理性・透明性・公平性を確保するとともに、客観的かつ中立的な視点で経営を監視・チェックすることが出来るものと判断しております。
現状では、社外取締役1名並びに社外監査役2名（うち独立役員1名）が、独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する監査を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、法定期日の1週間前までに発送するようにしています。
集中日を回避した株主総会の設定	平成12年から決算期日を、3月から5月に変更し、集中日開催を回避しています。 当社第42回定時株主総会は、平成29年8月30日に開催いたしました。
その他	株主総会での事業報告については、ビジュアル化（スクリーン投影等）を心掛けています。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIRポリシーを掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を毎年2回開催しております。 また、アナリスト・機関投資家向けに工場見学会を毎年1回又は2回開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	シグマ光機株式会社IRホームページ 「http://www.sigma-koki.com/pages/ir/index_jp.php」 ホームページ掲載の投資家向け情報は、有価証券報告書（四半期報告書）、決算短信、事業報告書、決算説明会資料、最新ニュース、コーポレート・ガバナンス報告書、IRカレンダー、IRについてのFAQ、株価情報（外部リンク）、電子公告等であります。 IRに関するホームページの充実を図っており、各種資料の掲載を進めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署を設置し、アナリストや機関投資家、個人投資家、株主への対応を積極的に行なっています。	
その他	不定期ですが、「会社概要及び技術・開発動向説明会（個人投資家も対象）」等も行なっています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	会社の基本理念において、お客様と歩み続けるとともに、環境との調和や未来への貢献などを謳っています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	全事業所で「ISO9001：2008」及び「ISO14001：2004」を取得するとともに、RoHS指令への対応などを行なっています。 また、CSR推進会議を設置し、CSR基本方針、CSR行動規範を定め、持続可能な社会の実現と企業の社会的責任を果たすため、高いコンプライアンス意識を持ち、適切かつ誠実に企業活動を推進する企業風土の醸成に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRポリシーにおいて、適時開示規則に該当する情報の開示及び当社への理解促進や投資判断に影響する重要な情報につきましては、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)への登録、報道機関への同一情報の提供、当社ホームページへの同一情報の掲載等、様々な手段を活用した積極的かつ公平な開示に努め、全てのステークホルダーが平等に入手できるよう努めます。
その他	その他に、地域との共生を目指して、地域の小・中学校の児童を対象とした出張科学教室等を開催する「光の寺子屋」活動や清掃活動、献血運動への協力などを行っています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり決議しました。

1．当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、「社会への感謝を胸に、ものづくりを通して社会に貢献していく」という経営理念、社是、経営基本方針及びＣＳＲ基本方針・ＣＳＲ行動規範を、行動する際の基本とし、それに基づいた活動を行なっていきます。

（2）当社及び当社子会社は、当社及び当社子会社に関する社内規程に基づきグループとしての総合的な事業の発展を図るべく、相互に緊密な連携のもとに、当社及び当社子会社の経営を円滑に遂行していきます。

（3）当社は、毎月開催される当社の取締役会において、当社及び当社子会社の月次決算や業務遂行状況等の報告を行わせることにより、当社及び当社子会社の業務の状況を把握していきます。

（4）当社は、当社の監査役会の定める監査方針に従い、当社の取締役の職務執行についての監査を行っていきます。

（5）当社及び当社子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たないこととしています。その不当な要求に対しては、法令及び社内規程等に基づき、断固たる姿勢で組織的に対応していきます。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）当社は、法令及び文書管理に関する社内規程に基づき、職務執行に係る情報の保存・管理を行っていきます。

（2）当社は、当社の取締役会議事録及び稟議書についての保存・管理を、厳格に行っていきます。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社子会社の業務執行及び財産に係るリスクについては、リスクマネジメントに関する規程等に基づき、当社の業務を担当する各部門がこれを認識・把握するとともに、当社の管理部門を中心として組織横断的なリスクへの対応を図っていきます。

4．取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

（1）当社は、当社の取締役会規則に基づき取締役会を毎月開催し、当社及び当社子会社の業務の執行状況や課題の解決策などを確認・検討・決定していきます。

（2）当社は、前号の取締役会の決定に基づき、当社における業務執行については、業務分掌に関する当社の社内規程に則って的確に実行し、当社子会社における業務執行については、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じ適切な指示、連絡を行います。

5．当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

（1）当社は、当社子会社に対して、当社及び当社子会社に関する社内規程に基づき、各社の重要事項については当社に対する報告を求めています。

（2）当社子会社のＣＥＯ、董事長等は、毎月開催される当社の取締役会あるいは幹部会議に出席し、必要に応じて各社の重要事項についての報告を行います。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

（1）当社内部監査部門については社長又は非業務執行取締役の所管として、執行部門から独立した組織としています。

（2）当社の監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の要請があった場合は速やかな人員配置を行います。

（3）前号の使用人については、当社の監査役に専属することとし、他の業務を兼務させないことにより、その者に対する監査役の指示の実効性を確保します。

7．当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制

（1）当社の取締役及び使用人は、ＣＳＲ行動規範に基づき、法令等の違反行為や当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告するものとしています。

（2）当社内部監査室は、当社各部門及び当社子会社の業務監査を行い、その結果や状況を定期的に当社の監査役に報告しています。

8．当社子会社の取締役及び使用人から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びに通報者保護の体制

（1）当社子会社の取締役及び使用人は、ＣＳＲ行動規範に基づき、法令等の違反や当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社内部監査室に報告するものとしており、当社内部監査室は、これを必要に応じて当社の監査役に報告しています。

（2）当社及び当社子会社では、ＣＳＲ行動規範に基づき、通報者が報告をしたことを理由として不利益を被らないよう、通報者保護を図っています。

9．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役会は、監査役会規程及び監査役監査基準に従い、監査費用の予算等監査役がその職務を執行するうえで必要と認めた事項について、独立して決議する権限を有し、緊急又は臨時に支出した費用については、事後に当社に償還を請求することができます。

10．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）当社の監査役は、当社取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を実施します。

（2）当社の監査役は、当社各部門及び当社子会社の業務監査を定期的に実施します。

（3）当社の監査役は、当社の取締役会及び重要な会議に随時出席して、当社の取締役の業務執行を監視するとともに、必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び使用人から業務執行状況を聴取し、確認する体制を維持しています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たないこととしています。その不当な要求に対しては、法令及び社内規程等に基づき、断固たる姿勢で組織的に対応していきます。

反社会的勢力による接触、不当要求や妨害行為が発生した場合は、顧問弁護士及び警察等の関係機関と連携を図りつつ、総務部が統轄部署となり対処するとともに、社内への報告並びに注意を促すこととしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

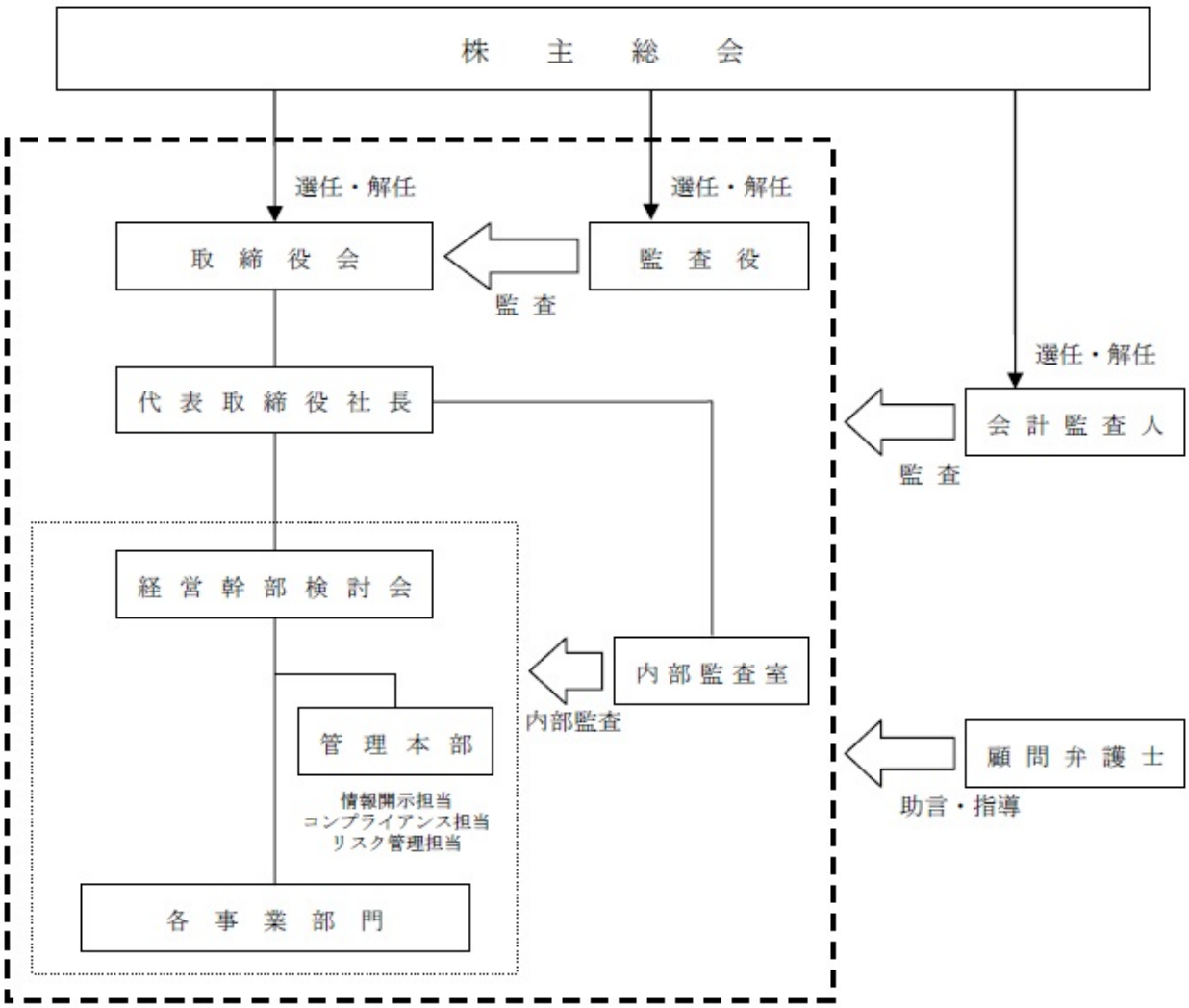
買収防衛策の導入の有無	なし

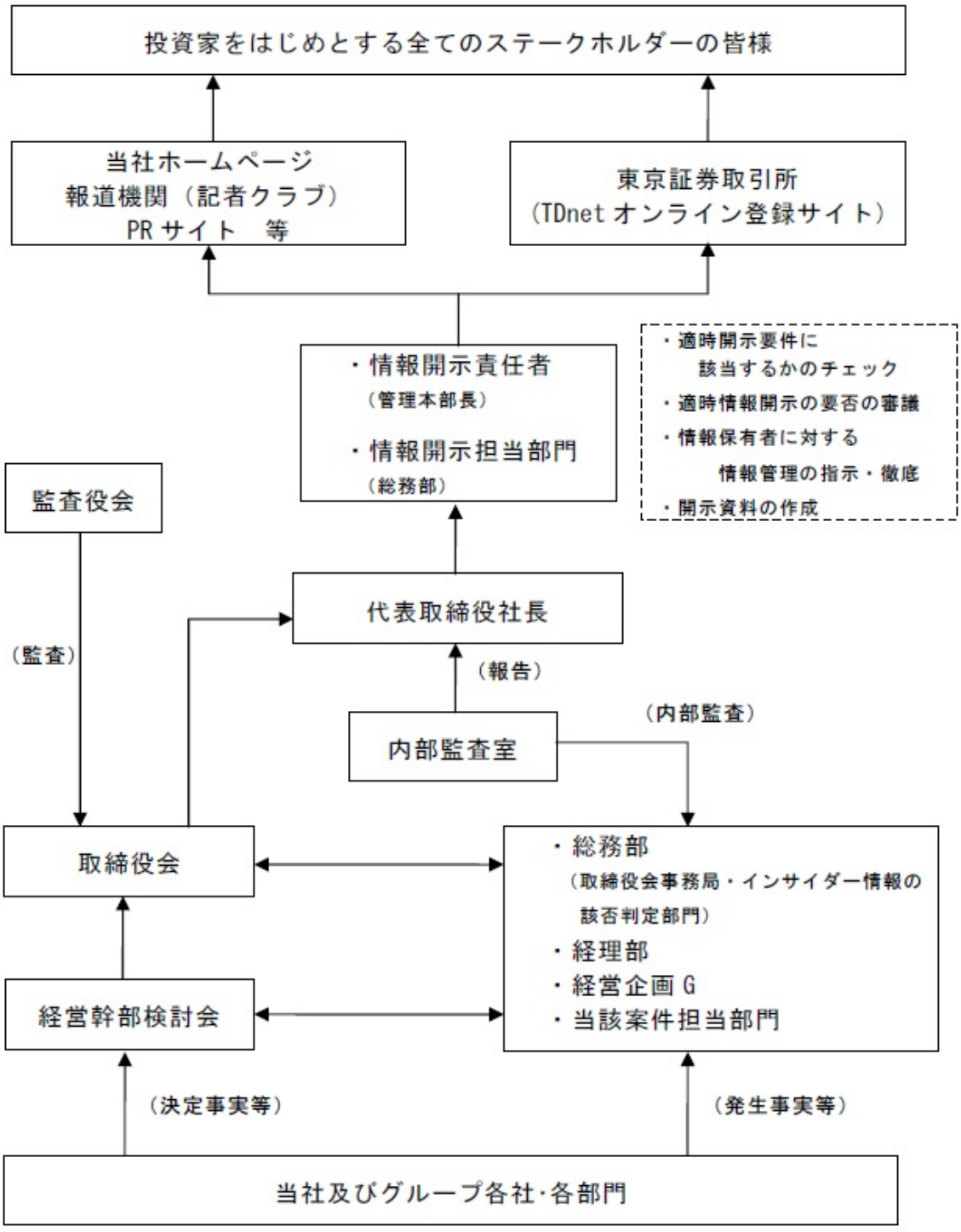
該当項目に関する補足説明

買収防衛策については、特段のスキームは設定していませんが、そもそも会社価値を高めることが最大の防衛策であると考えています。従いまして、新しいビジネスモデルを構築して、利益率を高めていくよう日々努力しています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社の方針を全役職員が理解し、その方針達成のために必要なそれぞれの役割を認識し、着実かつ自主的に実行していくことが大切であると考えています。




投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様
当社ホームページ
報道機関（記者クラブ）
PR サイト　等
東京証券取引所
（TDnet オンライン登録サイト）
・情報開示責任者
（管理本部長）
・情報開示担当部門
（総務部）
・適時開示要件に
該当するかのチェック
・適時情報開示の要否の審議
・情報保有者に対する
情報管理の指示・徹底
・開示資料の作成
監査役会
代表取締役社長
（監査）
（報告）
（内部監査）
内部監査室
取締役会
・総務部
（取締役会事務局・インサイダー情報の
該否判定部門）
・経理部
・経営企画 G
・当該案件担当部門
経営幹部検討会
（決定事実等）
（発生事実等）
当社及びグループ各社･各部門